

社会福祉法人東北町社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東北町社会福祉協議会の役員、評議員及び会長が委嘱した委員等（以下「役員等」という。）に対する報酬並びに勤務に関する事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程において、報酬を支給する役員等の範囲は次に掲げる役員等をいう。

- (1) 会長
- (2) 役員等

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 会長 月額 10,000円
- (2) 役員等 日額 1,000円

(支展会計区分)

第4条 支展会計は、一般会計中の法人運営事業経理区分より支出するものとする。

(勤務)

第5条 会長は、週1日以上出勤し、必要な業務を行う。
2 役員等は、会長の招集した会議等に参加したとき。

附 則（平成17年9月30日議案第3号）
この規程は、平成17年9月30日から施行する。

附 則（平成20年9月26日議案第3号）
この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成29年6月23日議案第3号）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。